

加美町総合計画審議会会議運営要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、加美町総合計画審議会条例（平成16年条例第4号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、加美町総合計画審議会の会議（以下「会議」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は、公開する。ただし、会長が審議会に諮り非公開が適当であると認めた場合は、この限りではない。

（傍聴）

第3条 会議の傍聴を希望する者は、傍聴受付簿に住所と氏名を記入するものとする。

2 傍聴者は、会議中みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動等をしてはならない。

3 前項に違反するときは、会長はこれを抑制し、当該傍聴者がその指示に従わないときは、これを退場させることができる。

（会議資料の閲覧）

第4条 会議を公開とするときは、傍聴者は会議資料を閲覧できるものとし、傍聴者が閲覧できる資料の範囲は会長が定める。

（会議録）

第5条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調整するものとする。

- （1）開催日時及び場所
- （2）出席者の氏名
- （3）議題及び議事の要旨
- （4）その他会長が必要と認めた事項

（会議録の公開）

第6条 会議録及び会議に提出された文書等は公開する。なお、公開にあたっては、加美町情報公開条例（平成15年条例第10号）に基づくものとする。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月26日から施行する。